

シカ被害対策連携協定（標準例）

〇〇町長（以下「甲」という。）、〇〇町猟友会会長（以下「乙」という。）、〇〇森林管理署長（以下「丙」という。）は、相互に連携して〇〇町におけるシカ被害対策及びジビエ活用を推進するため、シカ被害対策連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙の密接な連携・協力により、〇〇町における民有林と国有林が一体となったシカ被害対策及びジビエ活用を推進し、森林資源の循環利用及び地域活性化を図ることを目的とする。

（対象区域及び捕獲方法）

第2条 この協定によるシカ被害対策の主たる対象区域は、〇〇町内の国有林及び民有林とする。また、主たる捕獲方法は囲いわな等とする。

（連携協力に関する事項）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携して行う。

- 一 甲、乙及び丙は、国有林及び民有林におけるシカの被害状況、生息状況、捕獲状況等の情報を相互に提供し共有する。また、甲、乙及び丙は、本協定に基づく取組及びその成果について、相互に協力して情報発信を行う。
- 二 乙は、銃、囲いわな等による捕獲及び関連施設等の管理を行う。
- 三 丙は、シカ捕獲のため囲いわな等を甲に対し貸与し、甲は、乙に使用させる。
- 四 丙は、乙に対し、囲いわな等による捕獲に係る技術的支援を行う。
- 五 乙及び丙は、相互に連携して囲いわな等の巡視を行い、甲、乙及び丙に情報を共有する。
- 六 乙及び丙は、シカを捕獲した場合は、甲に当該獣肉等のジビエの活用の意向を聞いた上でシカを処理する。

（囲いわな等の貸与）

第4条 本協定に基づく囲いわな等の貸与に当たっては、甲、乙及び丙で設置場所（設置場所の変更を含む。）等を協議した上で、丙が甲に貸与する。

（国有林への入林手続き）

第5条 甲又は乙が国有林に入林するに当たっては、本協定の始期及び更新時（入林者の変更を含む。）に丙に入林者名簿を提出することにより、丙から甲又は乙に対し入林証を交付する。また、入林時においては、甲又は乙は、丙に対して入林する旨を連絡し、丙の指示に従って安全の確認を行うものとする。

（国有林内の林道ゲートの鍵の貸与）

第6条 丙は、車両の乗り入れによる捕獲推進のため、甲又は乙から申し出があった場合は、国有林内の林道ゲートの鍵を貸与することができる。

- 2 甲又は乙は、丙から貸与を受けた林道ゲートの鍵について、自らの責任の下、鍵の管理責任者を定め、責任をもって管理するものとする。甲又は乙は、林道ゲートの鍵の複製及び入林者名簿に記載された者以外への転貸を行ってはならない。

（シカの処理）

第7条 乙及び丙がシカを捕獲した場合は、それぞれの責任において安全かつ適切に処理する。ただし、丙が処理を行う範囲は国有林内に限る。

（安全の確保等）

第8条 国有林内における作業者等の安全を確保するため、丙は、甲及び乙に対し、国有林の立入禁止区域箇所等に関する情報を提供する。

- 2 乙は、シカ捕獲の実施に当たり、必要な標識を設置するとともに、事故の未然防止について会員を指導する。捕獲や止め刺しのために銃を使用する場合は、必要な事故防止の措置を講ずる。
- 3 乙は、入林証に記載された留意事項を遵守するとともに、入林者名簿に記載された者に対して、周知・指導を行うものとする。
- 4 乙は、国有林内に入林する際は、万全の安全対策を講ずるとともに、万一入林中に事故が発生した場合の責任は、乙が負うものとする。
- 5 乙は、乙の責において林道ゲートの鍵の紛失、破損及び国有林内の産物又は施設等に損害を与えた場合は、速やかに丙に報告するとともに、丙の指示に従いその代価を補償するものとする。

（協定の期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定の締結日から〇〇年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の前月末日までに甲、乙又は丙から、特段の申し出があった場合を除き、有効期間を1年間（4月1日から3月31日）更新するものとする。

（その他）

第10条 本協定の変更が必要となった場合及び本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議し、定めるものとする。

以上、各協定者記名押印の上、各自1通を保管する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲	〇〇町長	〇〇	〇〇	印
乙	〇〇町猟友会会長	〇〇	〇〇	印
丙	〇〇森林管理署長	〇〇	〇〇	印